

仙台圏域内観光コンテンツの再発見・再発信事業撮影データ利用規約

この利用規約（以下、「本規約」という。）は、宮城県仙台地方振興事務所（以下「甲」という。）が仙台圏域内観光コンテンツの再発見・再発信事業において撮影したデータ（以下、「撮影データ」という。）の利用条件を定めるものです。データの利用者（以下「乙」という。）には、本規約に従って、当該撮影データを御利用いただきます。

（著作権等）

第1条 撮影データは、次条に規定する条件により、自由に御利用いただけますが、著作権は画像を提供している甲に帰属します。

（利用許諾条件）

第2条 撮影データは、宮城県の観光をPRする目的でのみ御利用いただけます。

- 2 撮影データは、そのまま、又は加工して御利用いただけます。
- 3 撮影データを掲載する際は、画像の下部等に「写真提供：宮城県仙台地方振興事務所」と掲載してください。

（禁止事項）

第3条 乙による撮影データの利用について、次の行為を行うことを禁止します。次のいずれかに違反した場合又は前条第1項に反して利用している場合、甲はその利用を差し止めることができるものとします。

- (1) 撮影データをそのまま複製して販売、頒布、賃貸、貸与すること。
- (2) 撮影データを単独で、又はそれに近い形で商品化し、商用利用すること。
- (3) 撮影データ及びクレジットを特定の商品に組み合わせ、県の推奨を受けているような誤解を与えるような利用をすること。
- (4) 公序良俗に反する内容で利用すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はそれに準ずる者に関連する利用をすること。
- (6) 特定団体（個人）の政治活動又は宗教活動を著しく助長する恐れがある制作物への利用をすること。

（免責）

第4条 当撮影データを利用することで発生した紛争や侵害に対し、甲は責任を負わないものとします。

- 2 甲は、撮影データに付随する情報の正確性、完全性、最新性を一切保証しません。

- 3 甲は、乙が撮影データを利用する際に、コンピューターウイルスなど有害なプログラム等による侵害を受けないことを保証しないものとします。

附 則

この規約は、令和5年3月20日より施行する。